# 償却資産の申告をしていますか

があります。 以外に償却資産 固定資産税には、 (事業用資産) 土地と家屋

法人や個人で町内において事

に償却資産の申告が必要です。 法383条の規定に基づき資産 の増減に関わらず、毎年1月中 業を行っているかたは、 地方税

### **傊却資産の対象となるもの** 例

ビニールハウス・牛舎・堆肥舎 農業用構築物・

(家屋以外)・農耕作業用車両 (乗

用型以外)など

群探知機)など 漁具(網)・水槽・機械設備(魚 【漁業】漁船・エンジン(船外機)・

ジャー・洗車機・溶接機・地下タ オートリフト・オイルチェン (自動車整備・ガソリン販売業)

ガソリン計量器・防壁など ンク・独立キャノピー・照明設備 【飲食業】 厨房設備・接客用家

具・備品・カラオケセット・テ

レビ・放送設備・冷蔵庫・冷凍

【医療・薬局・福祉】 (ベッド)・各種キャビネッ 各種医療

トなど

照明・門・塀・監視カメラなど 塀·緑化施設)·駐輪所·駐車場 付属設備・フェンスなど など 蔵庫・. 【不動産貸付業】 外構工事 小売業 \*\*太陽光発電 】太陽光パネル レジスター・自動販売機 商品陳列ケース・ 門

特殊自動車など サー(軽自税対象以外)・大型 ショベルフォークリフト・ミキ 「建設業」 ブルドーザー・パワー

るための事業用資産とならない キロワット未満の場合は売電す の申告が必要です。ただし、 か余剰売電に関わらず償却資産 ※事業のために用いている太陽 人の住宅用で家屋の屋根などに 光設備は発電出力量や全量売電 ため償却資産の申告は不要です。 設置し余剰を売電する場合で10

## 〇申告対象にならないもの

となる自動車 自動車税・軽自動車税の対象

有効期限内にご使用ください

- 上しないもの で税務会計上固定資産として計 得価格が10万円未満の償却資産 営業権・漁業権・ソフトウェアなど) 耐用年数が1年未満または取 無形固定資産(鉱業権・特許権
- 資産を税務会計上3年間で一括 償却しているもの 取得価格が20万円未満の償却

#### 〇申告方法

も取得可能です。 ※申告に必要な書類は税務課で なお、前年度の資産から増減がな ついて償却資産申告書に記載 増加または減少した資産などに 資産も含む)や、その前年度に いる資産(耐用年数が経過した い場合でも申告は毎年必要です。 し、税務課に提出してください 毎年1月1日時点で所有して

#### 〇申告期間

毎年1月4日~1月3日

長島町プレミアム付商品券

#### 問い合わせ先

役場税務課固定資産税係

#### せん。また、返金もできません のでご注意ください。 ぎた商品券は、一切使用できま の有効期限は令和5年12月31日 (日) までです。 長島町プレミアム付き商品券 有効期限を過

商工会加盟店」でお早目にご使 購入した商品券は、「長島町

0209

#### 長島町商工会 役場水産景観課商工観光係 問い合わせ先

